

イスラム教徒¹⁾の慣行を考察することについての覚書

古橋 達弘

はじめに

『コーラン』²⁾とは、いまさら私がここで述べる必要もないかもしれないが、イスラム文化の根幹をなす聖典であり、預言者ムハンマドがアッラー³⁾から初めて啓示を受けたとされる610年から632年の彼の死までの間に下された啓示を、ムハンマド自身の手ではなく周囲の人々がその死後に編纂したものである。イスラム教徒は須くこの『コーラン』を規範として生き、何か問題が生じた場合に拠り所とする。しかし『コーラン』には例えば、婚姻⁴⁾や離縁⁵⁾について、貸借関係⁶⁾や、遺産分配・相続⁷⁾について、食用に適する物⁸⁾について、など日常生活に生じるさまざまな問題に関する記述があるものの、どちらかといえば財産に関わる記述に偏向しており、『コーラン』だけでは生活全般に渡って問題を処理することは不可能である。神に対して絶対的な服従を強えられる宗教において、ある一面を取り上げ殊更強調するように記述し、他方に関しては全く記述しないようなことがあれば、それをそこに記述しなければならなかった如何なる理由があろうとも、後に読む者に混乱を招くことになる。婚姻や相続などについてはしつこい程の訓戒をしておきながら、それ以外の記述にない事柄に関しては「よしなに」行えというのでは神の寛大さを幾ら讃えてもその行為の説明にはならない。

『コーラン』はムハンマドが受けた啓示を

彼が語った通りそっくりそのまま受け継いだものとは考え難いが、この『コーラン』の教義と律法とに組織立てるために解釈学が発生し、この解釈学がイスラム神学へと発達した〔蒲生1958：100〕。しかし『コーラン』だけで問題の処理が困難になったことを受け、ムハンマドの言行などの記録を集めて補助的に問題処理の拠り所とする書物が編纂された〔蒲生1958：101〕。これが『ハディース』⁹⁾である。しかし、『ハディース』は伝承の集成であるため、「誰々が誰々から聞いたところによると何々であった」という形式で綴られてあるだけで、「だからこうあるべきだ」と明言されているわけではない。『コーラン』にしる『ハディース』にしる、イスラム教徒が社会生活を行う上で生じるあらゆる問題や事件に対して回答を有しているわけではないから、最終的には解釈する側に委ねられる。

「もともと『コーラン』は、ある基本的原理や原則があってそこから具体的な規定が体系的に引き出されて成立した法典ではない。それはむしろ、社会生活上特に必要が生じた場合にその都度、特定の問題について神が、預言者を通じて明示した規範である。したがって、そのような神の指示がない場合—つまり、通常の場合—には、ムハンマドが神の使者としての資格において適宜、当時の慣行や良識に従って処理してきたのである。その際、

当時のアラブの部族的慣行の中で、イスラーム的に不都合でないと判断されたものはそのまま採用された〔中村1989：15〕

ということが示すように、イスラム教はその発祥当初から厳しく神に服従を強いる面と、柔軟に周囲に対応し受容する面の二面性を有していたことを考慮に入れなくてはならない。

しかし同時に、イスラム教という普遍的な立場やその教義からすればイスラムは一つ¹⁰⁾であり、各地で見られるイスラム教徒が行う地域的慣行の多様性はいわゆる異端であると主張される点を見逃してはならない。とはいえ、「『コーラン』だけを拠り所にして、ある『コーラン』解釈を『コーラン』そのものから導き出し説明することは、主観的にはなされているにしても、客観的にはできない〔中村1991：8〕」ように、地域的慣行もまた『コーラン』から客観的に解釈することは難しい。イスラム教自体に数多くの分派や宗派が存在する故に、ある特定の地域で行われている慣行を観察する際には、その地域に流布しているある分派・宗派からの視点を考慮に入れないう訳にはいかない。「したがって厳密に言えば、「コーランの思想」を一般的な形で提示することは不可能である。あるのはただ特定の時代の、特定の個人・グループ・宗派の解釈である〔中村1991：8〕」から、実践者にとってはその行為がある時代・地域に限定されていたとしても、その解釈に従えばイスラム教に沿った行為に違いないと言うしかなく、この場合に『コーラン』は全くと言ってよいほど役に立たないのだ。しかし、先に引用した通り、コーランに無い事柄を「よしなに」対処してきたのがイスラム教であるのだから、それが異端と見なされるような慣行で

あっても実践者にとってはイスラム教の教義に違わない、という点に注目することは無意味なことではない〔赤堀1997：192〕。

神学的立場から思想を研究するというのであれば、これら異端を全て切り捨てて普遍的・規範的側面だけを考えなければならないのかもしれないが、ある地域において実践されるイスラム教徒の儀礼の一つなどというミクロな視点で文化人類学的に考察する場合などには、この普遍的・規範的側面は却って邪魔になる。文化の地域性や差違などを調査・研究することは勿論可能であるが、解釈する段階においてあるいは論を展開する段階においては教学上からの評価は全くと言ってよいほど受けられない〔赤堀1997：192〕。イスラム教の教義から逸脱した実践を「あるイスラム社会における儀礼」として認められるはずがないという一方で、ある程度伝統性のある儀礼が確かにイスラム教徒の手によってそこで行われているという、微妙な関係がそこにある¹¹⁾。このような関係の中で、イスラム教徒の行う、およそイスラム教とはかけ離れていると見られる慣行の中にイスラム教の「本質」を追求するような手法は無益であると考えられる¹²⁾。むしろ、多様さは多様さとして素直に受け止め、その多様な実践を行うために「よしなに」処理されている部分を明らかにすることの方が重要であると考えられる。このために『コーラン』や『ハディース』からその基本的な部分を抜き出す作業を試みた。とはいえ、『コーラン』にしろ『ハディース』にしろ、それだけで説明がつく事項の方が少ないのだから、適宜基本書など先行研究から補うことにした。今回はその中から葬儀・埋葬、墓（主として墓廟）に関して記している。

葬儀・埋葬について

『コーラン』によると、肉体の死は必ず訪れる¹³⁾が、アッラーが必ず起こす「最後の審判の日」に全時代・全地球の人間一既に死亡した者は再び蘇らされ一がアッラーの御前に呼ばれる¹⁴⁾とされる。そして存命中に行った善行や冒した悪行に従って地獄行きか天国行きかをアッラーが裁定する¹⁵⁾わけである。イスラム教徒にとって、現世での死は、死を契機として生前に属していた社会から一時離脱するだけで、その死後、魂は現世に留まり、墓の中でアッラーの裁きを待っている状態といえる。いわば、死んでもいないし、生きてもいない状態で現世に留まっているのだ。裁きにより天国に行った者はそこで永遠の享樂を得る¹⁶⁾し、地獄に行った者は永遠の責め苦を受ける¹⁷⁾ことになる。すなわちイスラム教においては、人間は天国に行くにしろ地獄に墮ちるにしろ、思想的には死して滅ぶことがないと考えられる。

しかし思想上は不死だとはいえ、現実として肉体の死からは逃れようがないから、イスラム教徒が死亡した場合も他の社会同様何らかの儀礼が行われる。死は単なる個人の出来事ではなく、社会的な存在としての個人が死ぬわけであるから、従ってイスラム教徒の属する一社会¹⁸⁾においても葬儀は社会的な制度であり通過儀礼の一つであると言える。加えて、イスラム教徒は祖先祭祀、死者祭祀という概念を有しない¹⁹⁾ため、葬儀は単なる通過儀礼以上の意味を持つものではない²⁰⁾と考えられる。

葬儀をアラビア語で「جنازه DjanazaまたはDjinaza」というが、葬儀に際して行われる慣習には以下のようなものがある。

1. 遺体の洗浄²¹⁾

遺体は完全には裸にされない。遺体は同性

によって奇数回²²⁾洗われる（しかしこれには例外があって、妻が夫を洗うこともある）。最後の洗浄には水に樟脳を加える。戦場で倒れた殉教者は洗われることなく、血の付いた衣服と共に埋葬される²³⁾。遺体を洗浄する時には、遺体の右側の清めの時に洗う部分から洗う²⁴⁾。洗うときに女性の髪を解いてもかまわない。しかし洗い終えた後には3つに編む。

2. 死装束

普段着用していた衣服または布²⁵⁾。布は二枚²⁶⁾使われる。死体を包むために一着の衣しかない場合²⁷⁾にはそれで頭を覆う。

3. 葬列²⁸⁾

葬列の前で座ってはいけない²⁹⁾。葬列は二列または三列に並ぶ。なお、女性は葬儀に参列できない³⁰⁾。この時、葬制に伴う演技の一部分としてしばしば見られる儀礼的涕泣は行われない³¹⁾。

4. 棺の運搬

遺骸は男性が担ぐ担架³²⁾に載せて墓まで運ばれる。担架は足早に運ぶ³³⁾。

5. 土葬³⁴⁾

6. 死者への礼拝

墓前での礼拝のときイマームが先頭に立ち、人々は整列し、通常の礼拝とは多少異なる方式³⁵⁾で礼拝が行われる。埋葬後、墓の傍で死者のために礼拝することは任意である。

7. 喪に服すること

妻は夫の死に当たって4ヵ月と10日喪に服す。夫以外の男性には3日以上喪に服す必要はない。

以上、ざっと『ハディース』から抜き出してみたが、これ以外の行為については、ほぼ地域的な慣行であると考えてよいのかもしれない。例えば、墓穴はどれくらい掘るのか、

どの向きに死体を埋葬するのかなどの記述は少なくとも『ハディース』にはなく、そこから伺い知ることは不可能である。現在では、イスラム教徒を埋葬する際、顔をメッカの方向に向けるとされている³⁶⁾が、それも当初から特に決められていたわけではないと予想される。現代の例を挙げると、下エジプトにおいては足をメッカの方に向けて仰向けに埋葬される例があった〔大塚1995：216〕し、ヨルダン北部では顔がメッカの方を向いていれば、右脇腹が下でも左脇腹が下でも仰向けでも何でもよいとされている〔清水2003：30〕。

墓・墓廟について

墓にしても明確な記述がないため、ムハンマドやその追従者達がかつて過ごしていたアラビア半島の一部の都市周辺での墓観一恐らくは何の疑問も持たず一に従ったはずである。今日においては、その当時の墓観について正確に知ることは難しい。しかし、『ハディース』によれば墓の上に礼拝堂を建てることや墓を礼拝の場とすることは咎むべきであるとされている³⁷⁾。

預言者であるムハンマドが632年に死亡すると、その遺体はメディナにあったムハンマドの家の一室に葬られた。ムハンマドの意思を尊重し、その墓は元来質素なものであったが、ウマイヤ朝の第6代カリフ、ワリード1世（在位705年-15年）の時代にムハンマドの墓を含む家は壮大な「預言者のモスク」に改築された。

メディナのムハンマドの家は礼拝の場であり、ムハンマドは生前にそこで信者に対して説教を行っている。その点ではいわば今日のモスクの役割を果たしていたし、事実その家が後のモスク建築の祖形となった〔羽田1994：42〕と考えられている。その最古のモ

スクともいえる家が埋葬場所にされたのであるし、また墓の上ではないにしろ墓を含む領域に礼拝堂が建てられたのであるから、いかにムハンマドが神格化されたとはいえ、あるいは正統派が下した解釈がどうであれ、極早い時期から礼拝場所と墓とは近接しており、ムハンマドの死に際して1つの大きな異端が既に生じていたことは明らかである。

その後2世紀近くの間は、僅かの例を除いて殆どのイスラム教徒は簡素な墓に埋葬され、そして9世紀までは、アッバース朝カリフの幾人かはムハンマドに倣い依然として自らの家に葬られていた。墓が壮大な墓廟として造営されたり、過度な装飾を施されたりといった変化は緩やかに進行したが、それでも細かな部分、例えば、死装束に白布を用いる代わりに刺繍を施された絹布を用いたり、表面をレリーフで飾った木棺を用いるなどの逸脱が見られた〔Hillenbrand1994：253-4〕。

バグダッドで13世紀に描かれた細密画には、白い死装束に包まれた遺体が安置される様子が描かれている〔Dickie1996:29〕。それによると、墓穴は地面に対して垂直に掘り込まれるものではなく、緩やかな傾斜を有するトンネルである。トンネルの入り口にはヴォールト（アーチをもとにした曲面天井）が設けられ、その奥に今まさに遺体の頭を先にして入れようとしている男の姿がある。入り口のヴォールトは遺体を安置した後に塞ぐのだろう。その背後には立派な墓廟がそびえている様子が描かれていることから、そのような大きな墓廟を造営できるほど力のあった人物が埋葬される場面を描いたものではないと推察される（かといって貧民でもないだろうが）。このことから、遅くとも13世紀には、有力者でなくとも個人の財力に応じてそれなりに奢った墓を建てることが行われ、墓は質

素でなければならないという観念は薄くなっていたと考えられる。

これ以上墓や墓廟の変遷について述べることは本稿の役ではないため後に譲るが、その後有力者にあっては、本来の墓としての機能の他に、自らの権勢を誇示する格好の手段という付加価値を墓廟建築物に求めるようになっていった。要するに墓に関しては、「よしなに」処理された部分の極端な例であり、個人の墓や壮大な墓廟などを好きに造営することに関しては、凡そ緩やかな解釈がなされていたと考えられるのだ。

おわりに

本稿には不備も多くまだまだ不十分ではあるが、埋葬・葬儀、墓に関するごく基本的な部分を抜き出してみた。本文はなるべく簡潔に済ませたかったため、少しでも本筋から外れる事項や、本文として扱うことのできない部分を後注に譲った。そのため後注が多く冗長である感は否めず、また後注内でも多くの問題や議論の余地を含んでいる。しかし、それら基本的な部分を取り出してみれば、これだけの分量に収まるほどのものであることが明らかとなった。それ以外の要素、例えば、墓碑であるとか、墓廟建築内に現れるミフラーブであるとかいった問題に関しては今回触れることをしなかったが、それらは既に地域的实践または慣習であることが明らかであると思われ、本稿の趣旨から外れると判断したためである。それらに関してはまた稿を改めて考察したいと考えている。

注

- 1) 最近ではよりアラビア語に近い表記で「イスラーム」とするのが一般的になりつつあるが、本稿では従来通りイスラムと表記した方が都合の良い点もあるため、イスラムで記述することにした。このため、引用などにイスラムとイスラームが混在することになってしまったことをお詫びする。
- 2) 本稿で用いた『コーラン』からの引用は全て〔井筒1990〕による。章番号に関しては、近頃ではカイロ版に準拠する傾向があるように思えるが、本稿では従来通りフリーゲル版の番号付けに従った。また、本稿で引用する際に便宜上用いた書式として、ハイフンの前が章番号で、後が節番号を表す。以下特に断りなくそのような番号がふつてある後注箇所は、全て『コーラン』から引用したものである。
- 3) イスラム教における唯一絶対の神であるが、預言者であるムハンマドが独自に創造した神ではない。アッラーは元々、Ilāhに定冠詞al-がつき、al-ilāhからアッラーに転化したとされるが、はっきりと断定はできないようである。Ilāhは、イスラム以前の詩に非人格神の名称として登場する。その神は、元はアラビア半島で信仰されていた多神教のうちの一柱であったが、それら神々の中でも至高の位置にあって神殿に祀られている他の神々とは異なり偶像の姿をとらなかった。一般の人々はアッラーの至高性を認めはするものの、現実には身近な偶像を拝し、ともすればアッラーを忘れがちであった〔井筒1990：90〕。
- 4) 2-220 汝ら、邪教徒の女を娶ることはならぬ、彼女らが信者になるまでは。信仰ある女奴隷の方が（自由身分の）邪教徒の女

にまさる、たとえ汝らその女がいかほど気に入っても。また汝ら、女どもも邪教徒の男の嫁になるでないぞ、相手が信者になるまでは。信仰ある奴隷の方が邪教徒の男にまさる、たとえ汝らその男がいかほど気に入っても。

4-26 それから、自分の父親の妻であった女を己が妻にしてはならぬ。今までにもう出来てしまった分は仕方がないが。これは浅ましくも憎むべきこと。実に不埒な行いじゃ。

4-27 汝らの娶ってならぬ相手としては、自分の母親、娘、姉妹、父方の叔母に母方の叔母、兄の娘に姉妹の娘、自分に乳を飲ませてくれた母（乳母）、乳姉妹、妻の母親、汝らが肉体的交渉をもった妻が（以前に）生んで（連れて来た）継娘で（今は）汝らが後見している者—だが勿論、まだ交渉もたぬうちなら（その連れ子を妻にしても）罪にはならぬ—それからまた自分の腰から出た息子の配偶者。姉妹を二人同時に妻にすることもいけない。ただし過去のことは問わない。まことにアッラーは慈悲深く、情深くおわします。

4-28 それから（娶っていけないのは）正式の夫をもつ女。但し汝らの右手の所有にかかるもの（奴隷とか戦争で分捕ってきた女）はそのかぎりにあらず。これが汝らに対するアッラーの御掟であるが、この掟の外であれば、己が財力の許す限りで、といっても放縦な野合はならぬが、正式に結婚して、妻を求めることは差し支えない。そして、女たちから快樂をえたならば（これは所謂「一時結婚」、つまり一定の時日を限って同棲する方式を指す）、所定の報酬を払ってやること。その場合、所定の報酬額以上のことは、当事者の間で自由に取り

きめてよろしい。まことにアッラーは全知にして至高の智者におわします。

4-29 資産が足りなくて、信仰深い身分のよい女を娶れない者は、自分の右手の所有にかかる（前出、奴隷として所有している、の意）信仰深い端女を（妻にする）がよい。汝らの信仰についてはアッラーがとくご存知。それにいずれも同じ（宗団）に所属するもの（主人と奴隷という身分の違いはあっても回教徒としては同じ）。されば、女の家族の承諾をえて（遲疑することなく）妻にするがよい。（相手が奴隷であっても）立派に所定の金は支払って、正式に結婚せよ。女の方でも決して放縦な野合のつもりや、色男でもつくるつもりでいてはならない。

などが挙げられる。

5) 2-226 女と縁を切ろうと誓った人は、四カ月の猶予期間を（置く必要がある）。もし（その期間中に）復縁する気になったら、（それも許される）。まことにアッラーは寛大でお情深くおわします。

2-227 しかし（四カ月経って）離婚にきめた場合には（決定的となる）。まことにアッラーはすべてを聞きあらゆることを知り給う。

2-228 さて離縁された女の方では、三回だけ月経を見るまでは独身のままで待たねばならぬ。その際、アッラーが胎内に想像し給うたものを隠し立てしたりすることは許されない。もしその女がアッラーと最後の日を本当に信じておるならば。しかしこういう場合は、夫たるものも女をもとに戻してやる方が正しい、もし本当に正当に振舞いたいと願うなら。元来、女は自分が（夫に対して）なさねばならぬと同じだけのよい待遇を（夫からも）受ける権利がある。

とはいえ、やはり男の方が女よりも一段高いことは高いけれど。まことにアッラーの権限は限りなく、その知恵は果てしない。などが挙げられる。

- 6) 2-282 これ、信徒の者、お互い同士、一定の期限つきで貸借関係を結ぶ場合には、それを書面にしておくのだぞ。誰か書式を心得た者に双方の間に入って間違いのないように書いて貰うこと、そのようなとき、書式の心得のある者はアッラーの御教え通り書くことを決して拒んだりしてはいけない。どうしても書くのじゃ。そして債務を負う方の側が文句を口上で言う。アッラーを畏れかしこみ、いささかたりとも（額面を）実際より少なく言ったりしてはならぬ。但し債務を負うべきものが白痴や精神薄弱であるとか、自分で口上がいえないような場合は、その後見役の者に間違いのないよう後述して貰うこと。それから男が二人、証人として立合うこと。男二人でないときは、男一人に女二人、自分でこれならと思う人を証人にして、女のどちらか一人がもし間違ったりしたら、もう一人の方が注意してやれるようにする。証人になる方の人は、喚ばれたらいつでも決して断ってはならない。（貸借が）小さくとも大きくとも、はっきり期限をつけて書面しておくことを面倒くさがってはいけない。そうする方がアッラーの御目から見ても正しいのだし、また証言の形としても妥当、そしてまた後でごたごたが起こることも少なくなるというもの。但し現品をその場でお互いにやり取りする場合はそのかぎりにあらず。そんなときは一々書面になくとも別に落度にはならぬ。しかし互いに売り買いをする際にはきちんと証人を立てねばならぬ。そして書面を書く人にしても、証人になる人に

しても、汝ら決して強制を加えたりしてはいけないぞ。万一そのようなことをしたら、それこそ怖ろしい罪悪を犯すことになるぞ。すべて、アッラーを畏れかしこむことが第一。アッラーは汝らに（このようにいろいろなことを）教え給う。アッラーはあらゆることに通曉し給う。

2-283 だが若し旅先で、書き手もない場合には担保品を取っておく方がよい。また汝らお互いの間で何かを信託した場合は、信託された者は間違いなくその託された物を引き渡さなくてはならない。主たるアッラーを畏れかしこんで。また汝ら、証言を隠しごまかしてはならない。隠しごまかすような者は心で罪を犯すことになる。アッラーは汝らの所業を何から何まで知り給う。

などが挙げられる。

- 7) 2-8 両親、及び親戚の遺産の一部は男子に。女にもまた両親、及び親戚の遺産の一部を。小額のこともあろう、多額のこともあろう、がともかく所定の割り当て分を。2-9 もしその分配の席に縁つづきの者（遠縁で、法律的には遺産の分け前を貰う権利のない者）や孤児や貧民が居合わせたならば、そういう人たちにも何分かの志を出してやり、やさしい言葉の一つもかけてやること。

などが挙げられる。

- 8) 2-168 アッラーが汝らに禁じ給うた食物といえ、死肉、血、豚の肉、それから（屠る時に）アッラー以外の名が唱えられたもの（異神に捧げられたもの）のみ。それとでも、自分から食い気を起こしたり、わざと（神命に）そむこうとの心からではなくて、やむなく（食べた）場合には、別に罪になさりはせぬ。まことにアッラーはよく

罪をゆるし給うお方。まことに慈悲の心ふかきお方。

などが挙げられる。

- 9) 本稿で引用する『ハディース（牧野信也訳）』からの章句は「葬礼の書」と呼ばれる部分からである。本稿では引用の便宜を図り、訳本中につけられている章番号を漢数字でハイフンの前に置き、節番号を算用数字でその後に置いた。
- 10) 「従来のイスラーム研究は、基本的宗教テキストもしくはある型の宗教経験（たとえば、神秘主義の公式的儀礼）に主としてとづいて、イスラームの“本質”を追求することに専念しがちであった。このような従来の分析の伝統は今でもまだ盛んであり、これは多くのムスリムの抱くイデオロギー的前提、すなわちイスラーム的信仰と実践は歴史的变化には影響されないという考え方と部分的に一致していたのである」〔アイケルマン1988：243〕。
- 11) 「この対立的（あるいは相補的）なイスラーム観念は、社会秩序との妥協の度合いが大きいか（個別主義的）、小さいか（普遍主義的）かによって区別される。この対立する観念は共存し、ダイナミックな相互的緊張関係にある。（中略）普遍主義的と個別主義的というこれら二者択一的なイデオロギー——その一部には形式的に精緻化されていないものもある——が共存しているということは、それぞれのイデオロギー形式の強さを個別的な社会的脈絡との関係だけに求めることはできないということを意味しているのである〔アイケルマン1988：244-245〕」。
- 12) さらに、例えば神と人間との一般的な関係を考えるとき、人が崇拜することによって神が恵みや救いをもたらすという相互的

な関係を有す（この場合の神は、その神が自分たちにとってどのような神なのかという視点から捉えられている。崇拜することによって何が得られるか、ということであり、人間にとって好都合なことを神が実現してくれることが重要である〔加藤2002：53-54〕。もっともその神は、「救済神」として捉えられるが、イスラム教の場合はこれとは異なり、より普遍主義的な考え方で神を捉え、アッラーを「創造神」とする）。ここではその関係を仮に「軸」と呼ぶことにするが、この「軸」とは、いわば神と人間の基本的な関係が作り出す線のことで、イスラム教に限らず、信仰や宗教に凡そ見られるものであって特別な概念ではない。

イスラム教において、アッラーは「不可視界」の頂点にあるとされ、人間の住む世界は「可視界」で、互いに次元を全く異にする2つの領域からなる〔井筒1988：7〕。両者は互いに完全に隔絶されており、可視界から不可視界を見ることはできない。唯一不可視界を超えて下るのが神の啓示であり、その啓示は預言者（神の使徒）であるムハンマドを通じてのみ伝えられた。預言者は不可視界と可視界をつなぐ、いわば橋渡しのような役割を担うが、預言者ですら可視界に属し（3-138 ムハンマド（マホメット）も結局はただの使徒（ただの人間であって神や天使ではない）。（後略））両界を隔てる隔壁を越えることは出来ない。

アッラーが普遍的な神である（2-27アッラーこそは汝らのために地上の一切のものを創造して下さった方。（後略））としても、『コーラン』を受け入れる者と受け入れない者との間に分け隔てが生じる。また、アッラーが存在するためには人間と対をなしている必要があり、人間なくしてはアッラ

一は存在することができない。アッラーとの間には契約（アッラーへの服従）があり、跪排することによって人間は自らの態度を示す、という関係なくしてイスラム教は成立しないことになる。可視界と不可視界が完全に断絶しているとはいえ、人間の跪排が断絶を超えて神に到達しなければ意味がないと考えられるため、イスラム教における最も基本的な軸はアッラーに向かう跪排が示すと考えられる。この祈りの軸は、アッラーに対して疑問を持たない絶対服従的な軸であり、義務としての軸であり、また可視界から不可視界へと向かう一方的な軸であって、何かを求めるためではなく、アッラーの僕であるということの表明にすぎないということが言える。イスラム教とは何か、を突き詰めて考えると、この神と人間の基本的な関係に帰結する。

13) 56-60 お前たちの間に死を割り振った（一人一人の死の時を決めた）のも我らのしわざ。我らを出し抜こうとてそれは無理なこと（誰も神の決定を出し抜いて死を免れることはできぬ）。

56-61 これは（死をお前達の運命としたのは）もともとお前たちを同類で次々に取り換え（世代の交替を示す）、お前達にはわからぬし方でお前たちを新しく作り出して行くために決めたこと。

14) 10-46（アッラーが死んで地下に眠る）人々を召し寄せ給うその日（最後の審判の日）、みなは一日の、それも（僅か）一時間ぐらいしか（墓の中に）いなかったような気持ちで、お互いの顔をよく見おぼえていることだろう。その時こそ、（現世にあった頃）アッラーとの出偶いなぞ嘘だと公言して、迷いの道をあゆんでいた者どもはもう絶対に救われぬ。

20-102 嘲哂と喇叭が吹き鳴らされる日、その日こそ我らは罪ふかい者どもを一人のこらず召し寄せてやる。みんな青い眼をした者ばかり（古注釈によると恐怖のあまり、あるいは盲目となって眼のかがやきが消えた様子だという）。

30-54 いよいよあの時（復活の日）の到来するその日、罪ふかい者どもは誓言して、30-55 自分たち、ものの一時間しか（墓中に）いなかったなどと言うことであろう。この調子でいつも間違ってきた。

30-56 だが本当の知識と信仰とを授かっている人々が、「いや、貴方がたはアッラーの定め給うところにしたがって、復活の日まで（長い年月）あそこにいたのだ。さ、今日は復活の当日。だが貴方がたは今まで知らないで来た」と言って聞かせることだろう。

などが挙げられる。

15) 6-61 彼（アッラー）はその奴隷（信徒は神の奴隷である）の上に絶対君主として臨み給う。（汝らがこの世に生きている間は）汝らのもとに記録者たち（記録天使のこと）を遣わし、やがて汝らの中で死ぬ人が出れば、我ら（人称がここで急に変わるが、やはりアッラーを指す）の使い（天使ら）がその者を引き取って、万事手ぬかりなく処理して下さる。

6-62 そのあとで、今度は本当の保護者たるアッラーのもとに連れ戻される。（最後の）判決は彼（アッラー）だけのもの。これほど勘定の早い者はほかにはない（髪の毛の審判はその人その人の現世で化成できた点数の勘定である）。

7-7 その日の秤は正確そのもの。量目が重く下がった人は間違いなく栄達の道につく
23-103 嘲哂と喇叭が吹きならされてしま

えば（最後の審判が始まるのである）、もう縁つづきも何もあったものではない（古アラビアでは血縁関係を何よりも大切にしていた）。お互いに（他人のことなど）尋ねている暇はありはしない。

23-104 その時、秤が重く下がった（現世で行った善行の重さ）人は幸福者。

23-105 秤が軽い者どもは何もかももうおしまい。

39-69 大地は主の御光に皎々と照り輝き、帳簿（一切の人間の運命を記入した天の帳簿）が持ち出され、すべての預言者、あらゆる証人が入場して来て、公正な裁きが始まる。誰も不当な扱いを受けることはない。などである。

16) 3-130 そのような人たちは御褒美に神様のお赦しを頂戴し、潺々と河川流れる楽園に入れて戴いて、そこに永久に住みつくであろう。（善を）なす人々はなんと有難い報酬を頂戴するものか。

4-121 だが正しい信仰を抱き、よい行いをなす人々、そういう人々は我らが潺々と河川流れる楽園に入れ、そこに永久に住まわせてやろうぞ。ゆめ違うことなきアッラーの御約束。アッラーの御言葉よりもっと信頼できるものがどこにあらう。

29-58 信仰し、義しい行いに励む人々は我らが天国の高殿に宿を与えようぞ。見下ろせば潺々と河川は流れて、そこに常とわまでもすみつくことになる。精だして働いた人間の報いはなんと有難いものか。

などである。また天国についての記述は、地獄のそれよりもより具体的で俗物的である。

52-17 一方敬虔な信者たちは楽園と至福の中で、

52-18 神様から結構なものを戴いて心たの

しく。神様が守ってくださるから、地獄の責め苦もよそに見る。

52-20 ずらっと列になって臥牀に身を凭せ、目すずしい美女を妻にいただく。

52-22 それどころか、こちらから果物は出す、肉は出す。欲しいものは何でも授ける。

52-23 かたみにさしつさされつゝの盃のやりとりにも、（現世の酒飲みとは違って）馬鹿話一つするでなし乱暴狼藉するでなく、

52-24 お酌して廻るのは（貝殻の中に）そっとひそんだ真珠のような専属のお小姓たち。

56-15 金糸まばゆい臥牀の上に、

56-16 向かい合わせでゆったりと手足伸ばせば、

56-17 永遠の若さを享けた（お小姓たち）がお酌に廻る、

56-18 手に手に高杯、水差し、汲みたての盃ささげて。

56-19 この（酒）はいくら飲んでも頭がいたんだり、酔って性根を失くしたりせぬ（天国の酒は現世の酒のごとき粗悪品ではない）。

56-20 そのうえ果物は好みにまかせ。

56-21 鳥の肉など望み次第。

56-22 目すずしい処女妻は、そっと隠れた真珠さながら

56-23 これもみな己が（善）行の報い。

56-33 一段高い臥牀があって（そこで天上処女妻たちと飲をまじえる）。

56-34 我ら（アッラー）が特に新しく創っておいたもの、この女たちは（地上の女のように両親から生まれたものでなく、この目的のために特別に新しく創った女である）。

56-35 特に作った処女ばかり。

56-36 愛情こまやかに、年齢も頃合。

17) 3-112 だが信仰なき者どもは、いくら金があっても子供があっても、アッラー（の御怒りを防ぐ）なんのたしにもなりはしない。そういう者どもは地獄の劫火。

33-65 アッラーは罰当たりどもに呪いをおかけになった、炎々と燃える火を用意し給うた。

33-65 みな末永くそこに住みついて、護り手も助け手も見つからぬ。

33-66 彼らの顔が焰の中でぐるぐる回される（肉を炙るときの動作）その日、さすがの彼らも、「ああ、こんなことならアッラーのお言いつけに順うのであったに。使徒の言葉に順うのであったに」などと言いだすことであろう。

34-33 これに反して、罰当たりどもは、ジャハンナム（ゲヘナ）の火の中に（叩き込まれ）、あっさり殺されて死んでしまうならまだしも、責め苦を軽くしてもらえるでもなく。こういう具合に罰当たりどもには、どれにもこれにも褒美をくれてやろう。

41-28 それ、アッラーに仇なす者どもの御褒美はこれだ、つまり（地獄の）火。ここが彼らの永久の住居。我らの神兆を否定していた報いとして。

18) ここでいちいち「イスラム社会」とせず、「イスラム教徒の属する一社会」と断ったのには訳がある。先述した通り、慣行に関して柔軟な姿勢を持つイスラム教においては、その死をめぐる儀礼に関しても地域差が非常に多い。これを一言で「イスラム社会における…」としてしまうと、世界に散らばるイスラム教徒が凡て1つの社会に属し、あたかも1つのやり方で行っているかのような錯覚を覚えるためである。「その数10億人以上と言われる世界各地のムスリムの間には様々に異なる儀礼の実践が見ら

れる。教学の次元においても、ムスリムの間に差異が見られることは複数の法学派の存在に明らかだが、実践の多様性はそれをはるかにしのぐ〔赤堀1997：191〕」のであるから、決して一括りにはできない。

19) 52-21 自分が信者であっただけでなく、子孫代々その信仰を承継いだ者は、我らの特別のはからいで、（天国では）子孫もみんな一緒になれる（遠い先祖から子々孫々の末まで全部一緒になって団欒を楽しめるのである）。（後略）

20) 「イスラームは人間を構成する要素に肉体（バシャル）と霊（ルーフ）、魂（ナフス）の三つを認めるが、死後に肉体から分離される霊と魂の二つを崇拝の対象とするならば、それは神の唯一性を冒す誤った信仰である。このために、イスラームの葬儀や服喪、墓参の慣行に込められた意図は、東アジアなどに見られる祖先崇拝の発想に由来するそれとは明白に異なっている。その意味ではイスラームに「死をめぐる儀礼」はあっても、「死者祭祀」は存在しない〔赤堀1997：190〕」。

21) 死体の処理方法を見れば、イスラム教徒にもまた死の穢れという観念があるように見受けられる。その一方で次のような記述も見られる。

八（前略）ムスリムの体は、生きている時も死んだ後も穢れていない、とイブン・アッバースは言った——もし穢れていたならば、触れなかったであろう、とサアドは言った。——「信仰者の体は穢れていない」と預言者は言った。

22) 九- 1 ウンム・アティーヤは言った。我々が神の使徒の娘の亡骸を洗っているとき、彼が入ってきて「三回または五回またはそれ以上、水とサドルで洗い、最後のときに

樟脳を入れよ。そして済んだならば、知らせなさい」と命じた。(後略)

九- 2 他の伝承によると、ウンム・アティーヤは言った。神の使徒は「三回または五回または七回、娘の亡骸を洗いなさい。その場合、体の右側で、浄めるとき洗う部分から始めよ」と命じた。(後略)

23) 七十三- 1 ジャービル・ブン・アブド・アッラーによると、預言者はウフドの戦で戦死した者を二人ずつ一枚の布に包むように命じ、それぞれの組について彼らのうちの誰が最もよくコーランを憶えていたかを尋ね、それが示されると、その者を先に穴に入れた。そして彼は「復活の日、わたしはこれらの勇敢な人達のために証言するであろう」と言い、彼らを洗いもせず、また彼らのために礼拝もせずに、地の着いたまま葬るように命じた。
など。

24) 十- 1 ウンム・アティーヤによると、神の使徒は娘の亡骸を洗う場合、体の右側で、浄めるとき洗う部分から始めように命じた。

十一- 1 ウンム・アティーヤは、預言者の娘の亡骸を洗うとき、体の右側で、浄めるとき洗う部分から始めようにかれは命じた、と言った。

25) The encyclopaedia of Islamによれば、通常3枚であるとされ、布で遺体を包む場合、通常白色であるが有色も許される。ただし赤色は許されない、とある。

26) 二十-1 イブン・アッパースによると、或る男がアラファトにいたとき、駱駝から落ち、首を折って死んだ。そのとき預言者は「彼を水とサドルで洗い二枚の布で包みなさい。しかし香油を塗ったり頭を覆ったりしてはいけない。というのは、彼は復活

の日によびかけられると、『はい、ここに居ります』と言って蘇るだろうから」と言った。

27) 二十八-1ハッバブは言った。(中略) ムスアブはウフドの戦で殺されたが、その亡骸を包むために一着の外套しか見当たらず、それで頭を覆おうとすると足が出、また足を包もうと思えば頭が出てしまうのであった。そこで預言者は、彼の頭を外套で覆い、両足の上にはイズヒルの草を置くように命じた、と。

28) 『ハディース』によれば、「ムスリムがムスリムに対してなすべき義務は五つあり、挨拶に応えること、病人を見舞うこと、葬式に列すること、招待を受けること、そしてくさめをした人に幸運を望むことである〔ブハーリー：334〕」ということから、葬列に加わることは慣習ではなく義務だとも言えるが、あくまでもこれは後代の人々の解釈である。

29) 四十七- 1 アーミル・ブン・ラビーアによると、預言者は「汝ら葬列を見たときは、それが通り過ぎるまで立ち止まるように」と言った。

四十八- 1 アーミル・ブン・ラビーアによると、預言者は「汝らのうちでの誰でも葬列を見て、それに加わらないときは通り過ぎるまで、或いはその前に亡骸を載せた担架が地面に置かれるまで立ち止まるように」と言った。

四十九- 1 葬列に加わる者は担架が男達の肩から下ろされるまで座るべきではない。もしその前に座ったときは、立つようにすすめよ。

30) 三十- 1 ウンム・アティーヤによると、女達は葬儀に列することを禁じられたが、それは厳格ではない、という。

しかしこれだけでは、葬列に加わることができるのかどうかについては不明である。

31) 三十四- 2 ウマルによると、預言者は「死者は、人がそのために泣き叫ぶことのゆえに、墓の中で罰を受けるであろう」と言った。

四十 不幸に臨んで泣きわめいたら、イスラーム以前の時代のように叫ぶことの禁止。

四十- 1 アブド・アッラーによると、預言者は「我々の仲に頬を打つ者、衣の胸を引き裂く者、そしてイスラーム以前の時代のように叫ぶ者はいない」と言った。

四十六 泣き叫ぶことの禁止

などがあるため、泣き女などを雇い悲哀を表現するようなことは忌避されるはずである。

32) 五十一- 1 アブー・サイド・アル・フドリーによると、神の使徒は言った。「亡骸が担架の上に置かれ、男達がそれを肩に担ぐとき、死者が正しい人であれば、その魂は『私を前へ進ませよ』と叫ぶが、もしそうでなければ『私に災いあれ。私をどこに連れて行くのか』と叫ぶであろう。この声は人間以外のすべてものに聞こえる。もし人間に聞こえたとすれば、驚きのあまり気を失ってしまうであろう」と。

33) 五十二 亡骸と共に速く歩くこと一亡骸の前に後に、右に左に歩いて行け、とアナスは言い、他の者は、近くで寄り添って、と言った。

34) 九十六 預言者、アブー・バクル、ウマルの墓について言われたこと。一コーランの言葉「創って、五体をととのえて、それから道を出やすくし、やがて殺して、地に埋め給う」(80の19)。「大地を大きな容れ

ものにし、そこに生者も死者もともに容れ……」(77の25)

という記述から土葬を示唆しているかのよう

に考えられる。また、20-57 我そこ(大地)から汝らを創り出した。いずれまたそこへ還らせ、そしてまたそこから引き出すであろう(復活を指す)。という点から、土から生まれて土に還るとい

う死生観が伺える。しかし、「死者の書」を読む限りでは当然のように土葬されているため、少なくとも伝承蒐集当時には土葬以外の慣習が彼らにはなかったのではないかと推測される。

35) 五十七 葬式の礼拝の慣行。一預言者の言葉「死者のために礼拝する者は…」、「死んだ汝らの教友のために礼拝せよ」、「アビシニア皇帝のために礼拝せよ」。葬式の礼拝にはラクア(低頭すること。筆者注)も跪拝も含まれていないが、彼はこれを礼拝と呼んでいる。一葬式の礼拝中、話をしてはならず、それにはタクビール(神は偉大なりと唱えること。筆者注)と最後の敬礼が含まれる。つまり、通常の礼拝を、跪いたりすることはせずに立ったまま行うことを示唆していると思われる。

36) 日本イスラム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高編2002『新イスラム事典』平凡社pp. 312-313(葬制)、またはpp. 387-388(墓)を参照されたい。

37) 六十二-1 アーイシャによると、預言者は死の病のとき「アッラーがユダヤ教徒とキリスト教徒を呪い給うように。彼らは自分達の預言者達の墓を礼拝所としたのだ」と言った。後にアーイシャは「もしこの言葉がなかったならば、人々は預言者ムハンマドの墓を人目に曝したでしように。しかしわたしは預言者の墓が礼拝の場所にされ

るのを恐れる」と言った。

七十一-1アーイシャによると、預言者が病気のとき、彼の妻のうちの何人かがアビシニアで見たマーリアという名の教会のことを話した。ことにウンム・サラマとウンム・ハビーバはアビシニアの地に行っていたので、教会とそこにある絵の美しさを讃えた。すると預言者は頭を起こして「彼らのうちで正しい人が死ぬと、その墓の上に礼拝堂を建て、その中に絵を描くが、このような者はアッラーにとって最も悪い人間なのだ」と言った。

九十五-2 アーイシャによると、神の使徒は死の病の床で「アッラーがユダヤ教徒とキリスト教徒を呪い給うように。彼らは預言者達の墓を礼拝所にしたのだ」と言った。もしこの言葉がなかったならば、彼の墓は人々の目に曝されたことであろう。しかし預言者は彼の墓が礼拝所にされることを恐れた。

参考文献

ここに挙げた参考文献は、本稿執筆時に筆者が直接参考にしたものに限った。

- Ardalan, N. and Bakhtial (2000) *The Sense of Unity: The Sufi Tradition in Persian Architecture* 2nd. edit., Chicago, ABC International Group, Inc.
- Davies, J.G. (1982) *Temples, churches and mosques*, Oxford, Basil Blackwell Publisher Ltd.
- Embree, A. T. (1988) *Sources of Indian tradition vol.1 from the beginning to 1800*, New York, Colombia Univ. Press.
- Hillenbrand, R.(1994) *Islamic architecture: form, function and meaning*, Edinburgh, Edinburgh Univ. Press.
- Muir, Sir W. (1975) *The life of Mohammad from original sources*, reprint of the 1923 ed. published by J. Grant, Edinburgh, New York, Ams Press Inc.
- Barthold, V. V., 1970 "The Burial rites of the Turks and the Mongols" , *Central Asiatic journal: international periodical for the languages, literature, history and archaeology of Central Asia*, vol.14, pp.195-227
- Dickie. J., 1996" Allah and eternity: Mosques, madrasas, and tombs" , Michell. G. ed., *Architecture of the Islamic world: its history and social meaning*, London, Thames and Hudson Ltd., pp.15-47
- Godwin. G., 1988 "Gardens of the dead in Ottoman times" , Grabar. O., ed., *Muqarnas: an annual on Islamic art and architecture*, Vol.5, Leiden, Brill, pp.61-69
- Hillenbrand, R.1974 "The Development of Saljuq mausolea in Iran" , *Colloquies on art and archaeology in Asia*, Vol.4, pp.40-59
- King. D. A. 1996 " Astronomy and Islamic society: Qibra, gnomonics and time keeping" , Raseed. R., ed., *Encyclopedia of the History of Arabic Science*, London, Routledge, pp.128-184
- Stronach, D and Young Jr, T. C. 1965 "Three Seljuk tomb towers" , *Iran: Journal of the British Institute of Persian Studies*, Vol.III, pp.11-28
- Tritton, A. S., 1939 "Muslim Funeral Customs" , *Bulletin of the School of Oriental Studies Vol. 9, Reprint ed.*, London, London Institution, pp.653-661

- 荒松雄1989『中世インドの権力と宗教—ムスリム遺跡は物語る』岩波書店
- 荒松雄1997『インド-イスラム遺蹟研究—中世デリーの「壁モスク」群』未来社
- 井筒俊彦訳1990『コーラン』（上・中・下）岩波文庫 岩波書店
- 井筒俊彦1990『イスラーム生誕』中央文庫 中央公論社
- 学習研究社編1995『ヒンドゥー教の本—インド神話が語る宇宙的確性への道 Books Esoterica 12』学習研究社
- 加藤隆2002『一神教の誕生』講談社現代新書 講談社
- ガザリー—2000『光の壁龕』（中村廣治郎訳）中世思想原典集成11—イスラーム哲学 平凡社
- 蒲生礼一1991『イスラーム』岩波新書 岩波書店
- 羽田正1994『モスクが語るイスラム史—建築と政治権力』中公新書 中央公論社
- 中村廣治郎1998『イスラム教入門』岩波新書 岩波書店
- 中村廣治郎2002『イスラムの宗教思想—ガザリーとその周辺』岩波書店
- ブハーリー—1993『ハディース—イスラム伝承集成・上巻』（牧野信也訳）中央公論社
- ラレ・バフティヤル1982『イメージの博物誌 16—スーフィー—イスラームの神秘階梯』（竹下政孝訳）平凡社
- D.F. アイケルマン1998『中東—人類学的考察』（大塚和夫訳）岩波書店
- G. J. ライリー—2002『神の河—キリスト教起源史』（森夏樹訳）青土社
- R. A. ニコルソン1996『イスラムの神秘主義』（中村廣治郎訳）平凡社ライブラリー
- 平凡社
- 赤堀雅之1997「死をめぐるイスラームの儀礼」『家族と死者祭祀—シリーズ比較家族9』早稲田大学出版部 pp.189-216
- 荒松雄1977「インド史におけるイスラム聖廟—宗教権威と支配権力」『東京大学東洋文化研究所報告』東京大学出版会
- 井筒俊彦1988「言語表彰としての「啓示」」『岩波講座東洋思想第四巻・イスラーム思想2』岩波書店 pp.3-57
- 大塚和夫1985「石の墓廟と聖者の廟」『生と死の人類学』講談社 pp.205-224
- 小倉泰1999「インド世界の空間構造—ヒンドゥー寺院のシンボリズム」『東京大学東洋文化研究所報告』東京大学出版会
- 清水芳見2003「アラブ・ムスリムの墓観——ヨルダン北部—村落の事例から——」『家族と墓—シリーズ比較家族I期2』早稲田大学出版部 pp.27-44
- 竹下政孝1996「スーフィズムを旅する」『スーフィー—イスラムの神秘階梯—イメージの博物誌16』平凡社 pp.6-12
- 中村廣治郎1989「イスラーム思想史」『岩波講座東洋思想第三巻・イスラーム思想1』岩波書店 pp.3-62
- 山中由里子1984「文明を支えた空間—都市と建築」『講座イスラーム世界2・文明としてのイスラーム』悠思社
- W. C. チティック1988「非現象から現象世界へ—イブン・アラビーの「存在一性論」」小川和久訳『岩波講座東洋思想第四巻イスラーム思想2』岩波書店 pp.85-108